

## 生駒市水道事業管理規程第2号

生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成20年3月31日

生駒市長 山下 真

### 生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程

生駒市水道局決裁規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「旅行」を「出張、病気」に改める。

第4条第26号を同条第28号とし、同条第12号から第25号までを2号ずつ繰り下げ、同条第11号中「施行」の次に「、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工」を加え、同号を同条第13号とし、同条第10号を同条第12号とし、同条第5号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同条第4号中「予算に定めてある」を「予算に定めのある」に、「、県補助」を「及び県補助」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 附属機関の委員その他の構成員の出張命令に関すること。

第4条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知のうち比較的重要なものに関すること。

第4条の2第3号中「及び場長」を「（浄水場にあつては、場長。以下同じ。）」に、「前条第7号」を「前条第9号」に改め、同条第5号中「及び場長」を削り、同条第6号中「施行」の次に「、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工」を加える。

第5条（見出しを含む。）中「及び場長」を削り、同条第2号中「第4条第2号

」を「第4条第3号」に改め、同条第3号中「第4条第3号」を「第4条第4号」に改め、同条第4号中「第4条第7号」を「第4条第9号」に改め、同条第7号中「施行」の次に「、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工」を加え、同条第12号中「調整」を「作成」に改め、同条第14号を次のように改める。

(14) 公簿及び図書の閲覧に関すること。

第5条に次の2号を加える。

(15) 支出命令に関すること。

(16) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務の処理及び次に掲げる経費についての支出負担行為に関すること。

ア 義務的経費（人件費（賃金を含む。）、支払利息、企業債償還金）

イ 厚生福利費

ウ 旅費

エ 燃料費

オ 光熱水費

カ 通信運搬費

キ 手数料

ク 動力費

ケ 受水費

コ 材料費のうち単価契約に係るもの

サ 薬品費

シ 保険料

ス 公課費

セ 報償費

ソ 雑費

- タ 企業債手数料及び取扱費
- チ 資産減耗費
- ツ 減価償却費
- テ 繰延勘定償却
- ト 材料売却原価
- ナ 不用品売却原価
- ニ 固定資産売却損
- ヌ 臨時損失
- ネ 過年度損益修正損
- ノ その他特別損失
- ハ 固定資産購入費のうち水道メーターに係るもの
- ヒ その他の経費で1件100万円未満のもの

第6条第11号中「、支出命令」を削り、同条第12号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 支出伝票の審査に関すること。

第7条の3の見出し中「、課長補佐及び場長補佐」を「及び課長補佐」に改め、同条中「、課長補佐及び場長補佐」を「及び課長補佐（浄水場にあつては、場長補佐。以下同じ。）」に改める。

第7条の4第2項を削る。

第10条を次のように改める。

(代決)

第10条 管理者の決裁を受けるべき事項について、管理者不在のときは局長が、管理者及び局長ともに不在のときは主管次長がその事項を代決する。

2 局長が専決する事項について、**局長**不在のときは主管次長が、局長及び主管次長ともに不在のときは主管課長がその事項を代決する。

- 3 次長が専決する事項について、次長不在のときは主管課長が、次長及び主管課長ともに不在のときは主管主幹がその事項を代決する。
- 4 課長が専決する事項について、課長不在のときは主管主幹が、課長及び主管主幹ともに不在のときは主管課長補佐がその事項を代決する。
- 5 前各項の場合において、あらかじめ、その処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項は、代決してはならない。
- 6 第1項から第4項までの規定により代決した者は、施行後速やかに決裁責任者の後閲を受けなければならない。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。